50 基礎法務研修(法に明るい職員を目指して)

【合同研修】

~ どんな行政分野にも必要となる基礎的な法務能力を身に付ける ~													
目的	地域の課題を解決し、住民福祉の向上を図るためには、現行法令を適法かつ効果的に解釈・適用するとともに、各自治体の事情に合った条例・規則を制定する必要がある。 本研修では、法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、体系的に解説することにより、参加者の基礎的な法務能力の向上を図る。												
内 容	法律や条例等を使いこなすために基礎となる「法的な考え方」を身に付ける。												
実施年月日	令和7年 8月 1日(金)		定員	90名(市町村職員45名 県職員45名)									
対 象 者	(市町村) 採用2年目 ~ 係長等の職員 (県) 受講を希望する職員												
実施場所	大分県自治人材育成センター												
推薦期限	令和7年6月27日(金)	《第7回》	経費内訳	内訳表 1									
指定ホテル	- その他 留意事項												
研 修 講 師 (プロフィール)	【自治体法務ネットワーク 代表 森 幸二 (もり こうじ) 氏 】 ふくおか県央環境広域施設組合 法務議会担当参与。 元北九州市職員。政策法務、公平審査担当、議員立法案を歴任。 2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人。北九州市、熊本市、中津市などで定例の研究会を開催。九州各県を中心に多くの自治体で職員・議員の法務研修講師(地方自治研究機構、全国町村会など)。他に、条例制定支援、法務相談、自治体法務に関する執筆を行う。 《主な著書》 『森幸二の自治体法務研修』(ぎょうせい) 『自治体法務の基礎と実践』(ぎょうせい) 『1万人が愛したはじめての自治体法務テキスト』(第一法規) 『自治体法務の基礎から学ぶ 指定管理者制度の実務』(ぎょうせい)												
受講者の声	 ・平易な事例から、法的な考え方とはどんなものかについて理解を深めることができた。 ・「法の解釈」という概念が今までに無かった為、今後の職務に大いに活かしていきたいと思った。条文を正しく解釈できる職員を目指していきたいと感じた。 ・関係法令を読む際の考え方がわかり、今後の業務に生かすことができると感じた。 ・目的を解釈して、条文は読むものではないというところがよくわかった。 ・他の参加者と意見を交換することで、さまざまな考え方に触れることができたのも良かった。異なる視点を知ることができ、自分の理解が深まった。 												
備考	令和3年度から行っている市町村職員対象の「基礎法務研修(新採用職員)」と内容が重複する箇所がありますので、推薦の際にはご注意ください。												

	時間割													
Ī		9:00	10:00	11:00	12:00) 13	:00	14:00	15:00	16:00		17:00		
	8:50 20 30				15									
E		受 付		分のしくみ		昼食	委託財産債権	編体における法的な と補助のしくみ 管理・指定管理者 管理のしくみ のための法務とは	が制度のしくみ		閉講			

[※]上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。